

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注(一)

卷一「別裁第四」「辨嫌名第五」「補鄭第六」「校讎條理第七」

文教大学目録学研究会 訳

(向嶋成美・坂口三樹・樋口泰裕・渡邊 大・  
秋元俊哉・宇賀神秀一・王 連旺・加藤文彬)

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、巻一の「別裁第四」「辨嫌名第五」「補鄭第六」「校讎條理第七」を訳出する。各条の担当は、王連旺、加藤 秋元、渡邊である。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』(中華書局、一九八五年)を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標点『文史通義』(古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年)、葉長清『文史通義注』(無錫国学専修学校叢書、一九三五年)、王重民『校讎通義通解』(上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映 注本、上海古籍出版社、二〇〇九年)、劉兆祐『校讎通義今註今訳』(台湾学生書局、二〇二二年)などを参照した。  
キーワード：校讎通義 章学誠 別裁 辨嫌名 補鄭 校讎條理

別裁〔注〕第四

入小學〔注三〕。七十子所記百三十一篇、『禮經』所部也

〔注四〕 劉心裁其「三朝記」篇入「論語」〔注五〕 蓋古人

【原文】

『管子』〔注六〕 道家之言也、劉心裁其「弟子職」篇

著書、有採取成、襲用故事者。原注：如「弟子職」必非管子自撰〔注六〕 月令「必非呂不韋自撰」〔注七〕皆所謂採取成也。〔

其所採之書、別有本旨、或時已久、不知所出。又或所著之篇、於全書之内、自爲<sup>？</sup>者、並得採其篇章、補直<sup>注八</sup>部次、別出閉、以辨著述源流。至其全書、篇次具存、無所更易、隸於本、亦自兩不相妨。蓋權於賓主重輕之間、知其無庸互見者、而始有裁篇別出之法耳。

四之一

【訓読文】

『管子』は、道家の言なるも、劉<sup>〇</sup>は其の「弟子職」篇を載ちて小学に入る。七十子の記する所の百三十一篇は、『礼経』の部する所なるも、劉<sup>〇</sup>は其の「三朝記」篇を載ちて『論語』に入る。蓋し古人書を著すに、成説を採取し、故事を襲用する者有り。「原注：「弟子職」の如きは必ず管子の自撰に非ず、「月令」は必ず呂不韋の自撰に非ず、皆所謂成説を採取するなり。」其の採る所の書は、別に本旨有るも、或は時を歴ること已に久しくして、出づる所を知らざるなり。又た或は著す所の篇、全書の内<sup>〇</sup>に於いて、自ら一類を爲す者、並びに其の篇章を載ちて、部次を補直し、別に門類に出だし、以て著述の源

流を弁するを得。其の全書に至りては、篇次具存し、更易する所無く、本類に隸わしむれば、亦た自ら兩ながらに相い妨げざるなり。蓋し賓主重輕の間を権り、其の互見を庸いる無きを知る者にして、始めて篇を載りて別に出だすの法有り。

右四の一

【現代語訳】

『管子』は道家の書物であるが、劉<sup>〇</sup>はその中の「弟子職」篇を取りあげて小学に入れた。七十子が編纂した百三十一篇は、『礼経』に収められているが、劉<sup>〇</sup>はその中の「三朝記」篇を取りあげて論語類に入れた。思うに、古人が書物を著す場合、既存の説をそのまま採用し、故事をそのまま襲用することがあった。「原注：たとえば「弟子職」はきつと管子の自撰ではない。また「月令」はきつと呂不韋の自撰ではない。いずれも所謂既存の説を取り込んで編まれたものである。」採用したものと書物には、別に主旨があつたのが、長い時を経て、出処がわからなくなつてしまつたものもある。一方、著わされた一篇が、全書の中で、それだけで独立した一類となつてい

るものもある。これらはいずれも、その篇章を取りだして、「本来その篇章が属すべき」部類を補充し、別の門類にも掲出することで、著述の源流を弁別することが可能となる。その書物全体については、「独立している篇章もそのままにしているため」篇次はすべて整い、改易することなく、「独立している篇章はそれだけを取りあげて」本来の門類に編入するため、どちらにとつても妨げはない。思つに、主賓軽重の関係をはかり、互著する必要がないと分かるものであつて、始めて特定の篇を取り出して別の門類に掲出する方法すなわち別裁という方法があるのである。

以上四の一

【訳注】

一 杜甫の「戲為六絶句」其の六に、「別裁偽体親風雅、転益多師是汝師」の句があり、これが「別裁」という言葉の初出のようである。意味は分別して選出することである。清の沈德潜（一六七三—一七六九）は唐代、明代、清代の詩歌の選集を編集して、それぞれ『唐詩別裁』『明詩別裁』『国朝別裁集』（『清詩別裁』）と名付けた。また、清の張景星姚培謙、王永祺によつて編まれた『宋詩別裁』などもある。

従つて、「別裁」という言葉は清代の詩集編修においてよく使われていた。「別裁」を目録学の概念に導入したのが章学誠である。

王重民は『校讎通義通解』において、「別裁」を次のように定義付けている。

別裁與互著是著録圖書上の兩種並行而又互為補苴的重要方法。互著是根拠讀者需要和學術源流把一書者録在兩個（或兩個以上）類目內。別裁是把一書內的重要部分（或篇章）裁出、著録在相關的、一類（或、幾類）裏面。「（別裁と互著とは、ふたつの並行し、互いに補充し合う重要な方法である。互著は読者のニーズまた學術の源流によつて、一書を二つ（或いは二つ以上）の類に著録する方法である。別裁は一書の中の重要な部分（或いは篇章）を選出し、その内容と関連する一類（あるいはいくつかの類）に著録する方法である。」）

（上海古籍出版社 一九八七年）  
このほか、別裁についての研究に主に次のようなものがある。

- 昌彼得「互著與別裁」、『版本目録学論叢』（二）、学海出版社、一九七七年）
- 胡楚生「目録家「別裁説」平議」、『中国目録学研究』、華正書局、一九八〇年）
- 胡楚生「論章実論「互著」「別裁」之来源」（胡氏前掲書）
- 李日剛「互著與別裁」、『中国目録学』、明文書局、一九八

三年)

程千帆・徐有富「目錄的編制」、『校讎広義 目錄編、齐鲁書社 一九八八年』とその日本語訳注(向嶋成美・大橋賢一・樋口泰裕・渡邊大、『文教大学文学部紀要』二一六、一、二〇一二年)。

喬衍『文史通義快読』(海南出版社、二〇〇五年)

徐召勳「論「互著」與「裁」 章学誠目錄学思想初探」

(『安徽大学学报』一九九九年第三期)

羅友松・朱浩「互著」「別裁」的理論探討初於誰 與徐

召勳同志商榷」(『圖書館雜誌』一九八二年第一期)

楊新勳「七略」「互著」「別裁」弁証」(『史学史研究』二〇〇一年第一期)

李景文「互著」「別裁」起源時間考弁 讀王重民先生『校

讎通義通解』(『圖書情報工作』二〇一二年第七期)

二 『管子』は『漢書』芸文志「諸子略」の道家類に「子

八十篇」として著録され、その自注には「名夷吾、相齊桓

公、九合諸侯、不以兵車也、有列傳」とある。また、「

については、顔師古注に「讀與管同」とある。

三 「弟子職」は今本『管子』の第五十九篇に収められる一

方、漢書芸文志「六芸略」の孝經類にも著録されており、

応劭は「管仲所作、在『管子』書」と注している。「弟子

職」の内容は学則に関するものである。南宋の朱熹は「儀

礼経伝通解」を編纂する時、「弟子職」を収録している。ま

た、清代に至って、その注釈が多くなつた。洪亮吉の『弟

子職箋釈』、莊述祖の『弟子職集解』、王の『弟子職正音』  
などがそれである。また更に清代以降の『管子』の注釈書  
の中でも詳しく考証するものも多々ある。羅根沢の『管子  
探源』、郭沫若の『管子集校』などがそれである。「弟子職」  
の成書及び内容について、郭沫若氏は前掲書において、次  
のよつな案語がある。

「弟子職篇」當是齊稷下學官之學則、故被收入『管子』  
書中、此中弟子頗多、先生亦不止一人、觀其「同、以齒」  
及「相要以齒」可證、且學中有堂有室、有寢有庖、師生  
均食息其中、規模宏大、決非尋常私塾可擬、洪亮吉『箋  
釋序』以爲「乃古塾師相傳以教弟子」、莊述祖『集解序』  
以爲「古者家塾教弟子之法、皆非也。」「太平御覽」十八  
益都下引劉向『別錄』云「齊有稷門、齊之城西門也。外  
有學堂、齊宣王所立學宮也。故稱爲稷門之學」。徐幹『中  
論・亡國篇』齊桓公立稷下之宮、設大夫之號、招致賢人  
而尊寵之、孟軻之徒皆遊於齊。齊有兩桓公、徐所稱桓公  
乃威王之父陳侯午、宣王之祖父也。金文『陳侯因 敦』  
有「皇考孝武桓公」語、其謚。『史記・田齊世家』宣  
王喜文學游說之士、自如衍、淳于、田駢、接子、慎  
到、環淵之徒七十六人、皆賜列弟爲上大夫、不治而議論  
是以齊稷下學士復盛、且數百十人。言「復盛」則學宮非  
立於宣王可知、此篇古時曾單行。漢書「藝文志」列入「孝  
經類」。應劭云「管仲所作、在『管子』書」、可知是一非  
二。

（『郭沫若全集』第七卷、「管子集校」(三)、「弟子職篇第八十九、人民出版社、一九八四年）

また、『漢書』芸文志「六芸略」の孝經類に著録されているが、章学誠は「劉、裁其「弟子職」篇入小學」と述べている。『文史通義校注』の案語によれば、『漢志』、『弟子職』入孝經類、此謂入小學、誤」とあるが、これは単なる誤りではないと思われる。章学誠は「校讎通義」卷二「焦竑誤校漢志」第十二之七において、「蓋孝經本與小學部次相連、或繕書者誤合之耳」と述べている。

四 『漢書』芸文志「六芸略」の礼類に『記』百三十一篇。七十子後學者所記也。」とある。張舜徽氏は『漢書芸文志通釈』において、「記」を次のように述べている。

古人解禮之文概稱爲記。『漢志』著録記百三十一篇、皆七十子後學者解禮之文也。戴德傳記八十五篇、今存三十九篇？今『大戴禮記』也。其兄子聖傳記四十九篇？今通行本之『禮記』也。古人以『儀禮』爲經、記則所以解之……記之大用、在於解經、此其明徵矣。

（湖北教育出版社 一九九〇年）

張氏の説明によれば、『記』百三十一篇は即ち、『儀禮』を解説する百三十一篇の注記である。百三十一篇について二説がある。一説は錢大昕の説である。

鄭康成『六藝論』云、「戴德傳記八十五篇、戴聖傳記四十九篇。」、此二百三十一篇者、合大小戴所傳而言也。『小戴記』四十九篇、「曲礼」「檀弓」「雜記」皆以簡策重多、

分爲上下、實止四十六篇。合大戴之八十五篇、正協百卅一篇之數。

（『廿二史考異』、上海古籍出版社、二〇〇四年）

もつ一説は黄以周の説である。黄氏は錢氏の説を否定して、次のように述べている。

錢氏此說不足爲據、以今大戴所存之篇已多同於小戴、則小戴所取未必盡是大戴所棄、且大小戴之記亦非盡取諸百三十一篇之中。

（『礼書通故』、礼書通故第一）

二説の正誤について、張氏は前掲書において、詳しく考察をしている。

なお、余嘉錫は、『古書通例』論篇次第三、「古書單篇別行」の中で、「古書數篇、本自單行、後人收入全書、而其單行之本、尚並存不廢也（古書の中には、もともと単行していたものを、後人が一書に取り込んだあとでも単行本が並存し廃れなかったものがある）」としており、「孔子三朝」ならびに「弟子職」をその例としている。

五 『漢書』芸文志「六芸略」の論語類に著録されている「三朝記」は「孔子三朝七篇」と表記されている。王心麟の『困学記聞』卷五（上海古籍出版社、二〇〇八年）の「孔子三朝」七篇条によれば、七篇はそれぞれ「千乘」「四代」「虞戴德」「誥志」「小辨」「用兵」「少間」である。また顔師古は「今大戴禮有其一篇、蓋孔子对魯哀公語也。三朝見公、故曰三朝。」と注を付けている。沈欽韓は『漢書疏証』卷二

十四において、「劉向」別録云、「孔子三見哀公、作『三朝記』七篇、今在『大戴記』是也。顏籀僅云有一篇、彼蓋未見『大戴記』也。」と述べている。この篇数の異同について、張氏は前掲書において、「昔之伝書者、悉由手鈔。『一』『七』二字形近易調、顏語蓋本作『七篇』、傳写者偶誤、『七』為『一』耳。」と述べている。

六 章学誠は『校讎通義』卷二の「焦竑誤校漢志」第十二之八において、「弟子職」について考察をしている。張舜徽氏は前掲書の六芸略・孝經類に著録される「弟子職」一篇において、章学誠の説を受けて、次のように述べている。章説是也。周秦諸子、例不親自著書。所流傳于後世者、多屬身後由賓客或門生故吏、集其言論行事及有関文字、都爲一集、名之曰某子云爾。今觀『管子』書中有涉及身後事者、不足怪也。「弟子職」記古代弟子事師之儀節、受業之次叙、實「曲禮」「少儀」之支流餘裔、與『管子』他篇致詳于治國之法制道術者、尤不類。蓋初本單篇別行、後乃被入附『管子』書耳。

七 「月令」は、一年、十二か月の、それぞれの時候に應じて、しき行つべき政令。また、その政令を記録したものである。「月令」に関しては、『四庫全書總目提要』卷二十一の経部・礼類三「月令解」十二卷条に、「月令於劉向、別屬『明堂陰陽記』。當『漢書・藝文志』所云古明堂之遺事。在『明堂陰陽』三十三篇之者、『呂氏春秋』以分冠十二「紀」。馬融、賈逵、蔡邕、王肅、孔晁、張華皆以爲周公作。

鄭康成、高誘以爲「不韋作。論者據『漢百官表』言、太尉爲秦官。或又據『國語』晉有元尉與尉之文。謂尉之名不必起於秦。然究不得因元尉與尉、遂斷三代必有太尉也。意不韋採集舊文、或傳益以秦制。今考其書、古帝王發政施令之大端、皆彰彰具存。得其意而變通之、未嘗非通經適用之一助。至其言誤某令則致某災、殆因『洪範』庶而推衍之。遂爲漢儒陰陽五行之濫觴、解皆未能駁正。然列在『禮經』、相沿已久、亦不能獨爲咎也。」と述べている。

提要に言つように、「月令」の成書時期について、諸説がある。楊寬氏は「月令考」(『楊寬古史論文集』、上海人民出版社、二〇〇三年に所収)において、従来の説を次のようにまとめている。

- (一) 作於周代者
- (二) 出於『呂氏春秋』説
- (三) 作於夏代説
- (四) 雜有虞、夏、殷、周法説
- (五) 『月令』因『夏小正』、『呂氏春秋』因『月令』説
- (六) 周、秦書經漢人修改説

また、楊氏は前掲書に収録される、呂不韋和『呂氏新評』において、「月令是戰國後期陰陽五行家爲即將出現的封建王朝制定的行政月曆。」と述べている。

八 劉向の『新序・刺奢』に、「今民衣敝不補、履決不葺」とある。「補葺」は物事の欠陥を補つことである。また韓愈の「進学解」に、「補苴罅漏、張皇幽渺。」とある。即ち物

事の不足や遺漏を補うことである。

【原文】

「夏小正」在『戴記』<sup>〔注一〕</sup>之先、而『大戴記』收之、則時令而入於『禮』矣<sup>〔注二〕</sup>。「小爾雅」在『孔叢子』之外、而『孔叢子』合之、則小學而入於子矣<sup>〔注三〕</sup>。然『隋書』未嘗不別出『小爾雅』以附『論語』<sup>〔注四〕</sup>、『文獻通考』未嘗不別出『夏小正』以入時令<sup>〔注五〕</sup>、而『孔叢子』、『大戴記』之書、又未嘗不兼收而並錄也。然此特後人之幸而偶中、或『爾雅』、『小正』之篇、有別出行世之本、故亦從而別載之爾。非真有見於學問流別、而爲之裁制也。不然、何以本篇之下、不標子注、申明篇第之所自也哉。

右四之二

【訓読文】

「夏小正」は『戴記』の先に在り、而して『大戴記』は之を収むれば、則ち時令にして『禮』に入るなり。「小爾雅」は『孔叢子』の外に有り、而して『孔叢子』は之を合すれば、則ち小学にして子に入るなり。然れ

ば『隋書』未だ嘗て『小爾雅』を別出して以て『論語』に附せずんばならず、『文獻通考』は未だ嘗て『夏小正』を別出して以て時令に入れずんばならず、而して『孔叢子』、『大戴記』の書は、又た未だ嘗て兼ね收め並べて録せずんばあざざるなり。然るに此れ特だ後人の幸いにして偶に中るなり、或は『爾雅』、『小正』の篇は、別に出して世に行わるるの本有り、故に亦た従いて別に之を載すのみなり。真に學問の流別に見有りて、之が爲に裁制するに非ず。然らざれば、何ぞ以て本篇の下に、子注を標して、篇第の自る所を申明せざらんや。

右四の二

【現代語訳】

「夏小正」は『戴記』の前にすでに存在しており、『大戴礼記』がこれを取り込んだために時令の書が『禮』に入ることとなった。「小爾雅」は『孔叢子』とは別の書であるが、『孔叢子』に合併されて、小学の書が子部に入れられることになった。だから、『隋書』は「小爾雅」を別出して、論語類に付したのであり、『文獻通考』は「夏小正」を別出して時令に入れたのであ

る。また、その一方で、『孔叢子』『大戴礼記』にも、それらを併せて記録した。しかし、これはただ後人が幸い偶然に(別裁の理念に)合致しただけのことであつて、恐らく「爾雅」「小正」といつた篇は、別に世に通行していた単行本があつたため、それをそのまま別の類に著録しただけのことであらう。本当に学問の流別に見識があつて、意識的に抜き出して別裁したものはない。そうでなければ、どうして本篇の下に、子注をつけて篇章の出処を説明しないだらうか。

以上四の二

【訳注】

一 『戴記』は、戴徳、戴聖がそれぞれ編んだ書物の総称である。前者は『大戴礼記』、後者は『小戴礼記』或いは『礼記』と呼ばれる。

二 「夏小正」は夏の時代に作られた農耕暦の文献である。

『四庫全書総目提要』卷二十一の経部・礼類三の『夏小正戴氏伝』四卷条に、「夏小正」本、『大戴禮記』之一篇、『隋書・經籍志』始於『大戴禮記』外、別出『夏小正』一卷、注云、戴徳撰。崧卿「序」謂隋重賞以求逸書、進書者遂多以邀賞帛、故離析篇目而爲此、有司受此、又不加辨。而作志者亦不復考。是於理亦或然、然考、陸、『詩草木鳥獸蟲

魚疏』曰、『大戴禮・夏小正傳』云、〃、由胡。由胡、〃勃也。則三國時已有「傳」名。疑『大戴禮記』舊本但有「夏小正」之文、而無其「傳」、戴徳爲之作「傳」、別行、遂自爲一卷、故隋志分著於。後盧弁作『大戴禮記注』、始採其「傳」編入書中、故『唐志』遂不著。耳。又『隋志』根據「七録」、最爲精核、不容不知。『夏小正』爲三代之書、漫題徳撰、疑「夏小正」下当有「傳」字。或「戴徳撰」字當作「戴徳傳」字。今本譌「一字、亦未可定。觀「小爾雅」亦「孔叢」之一篇、因有李軌之注。遂別著、是亦「證矣」とある。また、『史記』夏本紀に、「孔子正夏時、學者多傳「夏小正」云」とあり、索隱に、「鄭玄曰、得夏四時之書、其存者有小正」といふ。

三 『孔叢子』は孔子一族の言行を記述するものである。『漢書』芸文志に著録されないことで、偽書とされている。『隋書』經籍志(卷二十三)經籍一に、「孔叢」七卷を著録しており、またその注に、「陳勝博士孔鮒撰、梁有「孔志」十卷、梁大尉參軍劉被撰、亡」とある。また、馬端臨の『文獻通考』は、「孔叢子」七卷と作っており、『四庫全書総目提要』は、「孔叢子」三卷と作っている。現存の『孔叢子』は二十三篇からなっている。其の中の二十一篇は本文で、また、連叢子」二篇を附している。本文の二十一篇の第一篇から第四篇までは、孔子の言行を記述するものであり、第五篇から第十篇までは、子思及び子上の言行を記述するものであり、第十一篇は「小爾雅」であり、第十二篇から第十四篇

までは、子高の言行を記述するものであり、第十五篇から第十七篇までは子順の言行を記述するものであり、第十八篇は子魚の作品の「詰璽」であり、第十九篇から二十一篇は子魚の言行を記述するものである。黄懐信氏の「古文獻與古史考論」（齐鲁書社、二〇〇三年）に、「孔叢子」的時代與作者、「孔叢子」與孔子世系、「小爾雅」的源流、「一本很有價值的古典辭書」「小爾雅」の四本の論文を収録しており、「孔叢子」及び「小爾雅」について、詳しい考察がある。

『小爾雅』は『爾雅』に継ぐ訓詁書であり、『漢書』芸文志「六芸略」孝經類に著録されている。張舜徽氏の前掲書に、次の案語がある。

此書亦簡稱『小雅』、故官本『漢書』無『爾』字。『爾雅』十九篇中訓詁名物猶多遺漏、故有人續加纂、以裨益之、其書甚簡、要皆出於漢師之手。而標題視『爾雅』分類有離合、有新增、不必盡同也。今通行本有『廣詁』『廣言』『廣訓』『廣義』『廣名』『廣服』『廣器』『廣物』『廣鳥』『廣獸』『廣度』『廣量』『廣衡』共十三章。東晉李軌嘗寫之注、号曰『略解』、著於隋唐志、其書早佚。清人考釋是書者、王昶有『小爾雅疏』、胡承有『小爾雅義證』、宋翔鳳有『小爾雅訓纂』、朱駿聲有『小爾雅約注』、葛其仁有『小爾雅疏證』。葛書最下。

黄氏は『小爾雅』的源流』において、『小爾雅』の源流を考察しており、源流図も作成している。また、「一本很

有價值的古典辭書『小爾雅』において、『小爾雅』の源流、編者、時代について、次のように述べている。

『小爾雅』著録在現存我國最早的目的録著作『漢書・芸文志』中、本屬單行、没有撰著者名氏。『漢志』本於劉勰『七略』、可見其書在劉勰編『七略』之時已有流傳。東漢晚期人編訂『孔叢子』、又將之作爲第十一篇而編了進去、所以其書又有『孔叢子』本。到了宋代、由於原單行之書亡佚、失傳、於是宋人又從『孔叢子』中抽出、印出新的單行書、併仍依『孔叢子』之旧而題作孔鮒撰、這就是現存的『小爾雅』單行本。

四 『隋書』經籍志「經部」論語類に、「『小爾雅』一卷、李軌略解」とある。

五 『文獻通考』經籍考「史部」時令類に、「夏小正」一卷」とある。

#### 辨嫌名〔注〕第五

#### 【原文】

部次有當重複者、有不當重複者。『漢志』以後、既無互注之例、則著録之重複、大都不關義、全是編次之錯謬爾。篇次錯謬之弊有二、一則門疑似〔注二〕、一書兩人也。一則一書兩名、誤認二家也。欲免一書兩人

之弊、但須先作長編<sup>〔注三〕</sup>、取著書之人與書之標名、按韻編之、詳注一書源委於其韻下。至分部別之時、但須按韻稽之<sup>〔注四〕</sup>。雖百人共事、千卷雷同、可使疑似之書、一無犯複矣。至一書兩名誤認二家之弊、則當深究載籍、詳考史傳、並當究著錄之家、求其所以同異兩稱之故、而筆之於書。然後可以有功古人、而有光來學耳。

右五之一

【訓読文】

部次に當に重複すべき者有り、當に重複すべからざる者有り。『漢志』より以後、既に互注の例無ければ、則ち著録の重複は、大都て義類に關せずして、全て是れ編次の錯謬なるのみ。篇次錯謬の弊に二有り、一は則ち門類疑似して、一書兩入するなり。一は則ち一書兩名にして、誤りて二家と認むるなり。一書兩入の弊を免かれんと欲すれば、但だ須く先づ長編を作りて、著書の人と書の標名とを取りて韻に按じて之を編じ、一書の源委を其の韻下に詳注すべし。分部別類の時に至りては、但だ須く韻を按じて之を稽つべし。百人の

事を共にし、千卷の雷同と雖も、疑似の書をして、一も複を犯する無からしむべし。一書兩名の誤りて二家と認むるの弊に至りては、則ち當に載籍を深究し、史伝を詳考すべし。並びに當に著録の家を歴史し、其の兩稱を同異する所以の故を求めて、而して之を書に筆すべし。然る後に以て功を古人に有らしめ、光を來學に有らしむのみ。

右五の一

【現代語訳】

書物を類別する際には、重複して載せるべきものと、重複してはならないものがある。『漢書』藝文志以後、互いに注して検索の便宜を図る例はない。そうであるならば、書物が重複して載録されているものは、みなすべて全体的な体例に従ったのではなく、すべて目録編纂上の謬りである。この謬りの弊害は二つあり、一つ目は分類の項目が類似している為に一つの書物が二カ所に載録されることである。二つ目は一つの書物に二つ名がある為に、その書を二つの異なった書物として扱つことである。分類の項目の類似が原因で、一書

が二カ所に載録される弊害に陥らないためには、ただ先に長編を製作して、著者とその書名を取り、韻に従って編纂し、書物の本末をその韻の下に詳しく注するべきである。類目分類の時に至つても、ただ韻に従つて配列を考えるべきである。そうすれば百人が分類を行つても、また千巻の類似した書物であつても、内容の似ている書物を一冊すら複数の場所に収めるようなことは無い。一つの書物に二つの名があり、それを二つの異なつた学派と誤認する弊害については、書物を追究し、史伝を詳考すべきである。そして著録家の説について研究し、その一書に二名が生じた所以をきちんと明らかにする。そしてそれを共に書き留めておくべきである。そうしたのであれば書物を正統に扱い、古人に功用を持たせることができ、また後学の者に光明を示すことができよう。

以上五の一

【訳注】

一 『禮記』曲禮に「禮不諱嫌名」とあり、その鄭玄注には「嫌名謂音聲相近。若禹與雨、丘與區也」とある。『禮記』

にあつては「嫌名」は類音の語を指すが、ここでは一つの書物が二つの名で分類され収められていること、すなわち「一書兩名」を指すようである。五之一では、門類が似ているため一書が二つの場所に収められていること、一書に二名あるため二つの場所に収められていること、の二点を「篇次錯謬之弊」として指摘するが、五之二に於いて取り上げる例はいずれも、「一書兩名」が主である。

二 『校讎通義』卷一「互著」第三に於いて既に述べられている「若就書之易淆者言之、經部易家與子部之五行陰陽家相出入、樂家與集部之樂府、子部之藝術相出入、小學家之書法與金石之法帖相出入、史部之職官與故事相出入、譜牒與傳記相出入、故事與集部之詔誥奏議相出入、集部之詞曲與史部之小說相出入、子部之儒家與經部之經解相出入、史部之食貨與子部之農家相出入（若し書の清じり易き者に就いて之を言えは、經部の易家と子部の五行陰陽家とは相い出入し、樂家と集部の樂府、子部の藝術とは相い出入し、小学家の書法と金石の法帖とは相い出入し、史部の職官と故事とは相い出入し、譜牒と伝記とは相い出入し、故事と集部の詔誥奏議とは相い出入し、集部の詞曲と史部の小説とは相い出入し、子部の儒家と經部の經解とは相い出入し、史部の食貨と子部の農家とは相い出入す）」の様な事象を指すか。

三 『校讎通義校注』は李燾『進續資治通鑑長編表』の「竊聞司馬光之作資治通鑑也、先使其僚屬採拾異聞、以年月日

爲叢目、叢目既成、乃修長編を引用し、「長編者、先搜集資料、按次排列、以爲撰述之資也」とする。

四 類別の際に韻目によつて編成し、その下に原書の出処を注することについて、『校讎通義』卷一「校讎條理」第七でも、「竊以典籍浩繁、聞見有限、在博雅者且不能悉究無遺、況其下乎。以謂校讎之先、宜盡取四庫之藏、中外之籍、藏其中之人名地號、官階書目、凡一切有可治、有數可稽者、略做『佩文韻府』之例、悉編爲韻、乃于本韻之下、注明原書出處及先後篇第、自一見再見以至數千百、皆詳注之、藏之館中、以爲群書之總類。至校書之時、遇有疑似之處、即名而求其編韻、因韻而檢其本書、參互錯綜、即可得其至是。此則淵博之儒、窮畢生年力而不可究殫者、今即中才校勘可坐收于几席之間、非校讎之良法歟(切かに以うに典籍は浩繁にして、聞見に限り有り、博雅に在る者すら且つ悉く究めて遺無きこと能わず、況んや其の下をや。以謂えらく校讎の先に、宜しく尽く四庫の藏、中外の籍を取りて、其中の人名地号、官階書目を扱ひ、凡そ一切名の治むべきもの有り、數有りて稽うべき者有らば、略ぼ『佩文韻府』の例に倣ひ、悉く編して韻を為し、乃ち本韻の下に、原書の出処及び先後の篇第を注明し、一見再見自り以て數千百に至るまで、皆な詳しく之に注し、之を館中に蔵し、以て群書の総類と為すべし。校書の時に至りて、遇たま疑似の処有らば、名に即きて其の編韻を求め、韻に因りて其の本書を検め、錯綜を參互すれば、即ち其れ是に至るを得べし。

此れ則ち淵博の儒、畢生年力を窮めて、究め殫すべからざる者、今即ち中才の校勘なれども、坐して几席の間に収まる。校讎の良法に非ざるか」と述べらる。

【原文】

『太史公』百三十篇、今名『史記』<sup>〔注一〕</sup>『戰國策』三十三篇、初名『短長語』<sup>〔注二〕</sup>、『老子』之稱『道德經』<sup>〔注三〕</sup>、『莊子』之稱『南華經』<sup>〔注四〕</sup>、『屈原賦』之稱『楚詞』<sup>〔注五〕</sup>、蓋古人稱名樸、而後人入於華也。自漢以後、異名同實、文人稱引、相爲弔詭者<sup>〔注六〕</sup>、蓋不少矣。白虎通德論、刪去德論二字<sup>〔注七〕</sup>、『風俗通義』刪去義字<sup>〔注八〕</sup>、『世說新語』刪去新語二字<sup>〔注九〕</sup>、『淮南鴻烈解』去鴻烈解而但曰『淮南子』<sup>〔注一〇〕</sup>、『呂氏春秋』有十二紀八覽六論、不稱『呂氏春秋』、而但曰『呂覽』<sup>〔注一一〕</sup>。蓋書名本全、而援引者從簡略也。此亦足以疑誤後學者已。鄭樵精於校讎、然『藝文』一略、既有『班昭集』、而復有『曹大家集』、則一人而誤爲二人矣<sup>〔注一二〕</sup>。晁公武善於考據<sup>〔注一三〕</sup>、然『郡齋』一志、張君房<sup>〔注一四〕</sup>、『說』<sup>〔注一五〕</sup>、而題爲張唐英<sup>〔注一六〕</sup>、則二人而誤爲一人矣。此則人名字號之不一、亦開誤之端也。然則校書著錄、

其一書數名者、必當 注互名於卷帙之下。一人而有數字號者、亦當 注其字號於姓名之下。庶乎無嫌名<sub>レ</sub>出之弊矣。

右五之二

【訓読文】

『太史公』百三十篇、今名は『史記』。『戦国策』三十三篇、初名は『短長語』。『老子』の『道德経』と称し、『莊子』の『南華経』と称し、『屈原賦』の『楚詞』と称するは、蓋し古人名を称すること様にして、後人華に入ればなり。漢より以後、異名同実にして、文人称引し、相い弔詭を為す者は、蓋し少なからざるなり。『白虎通徳論』は徳論の二字を刪去し、『風俗通義』は義字を刪去し、『世説新語』は新語の二字を刪去し、『淮南鴻烈解』は鴻烈解を刪去して但だ『淮南子』と曰い、『呂氏春秋』は十二紀八覽六論有れども、『呂氏春秋』と称せずして、但だ『呂覽』と曰う。蓋し書名は本全たれども、援引する者簡略に従つなり。此亦た以て後学の者を疑誤せしむに足るのみ。鄭樵校讐に精たり、然れども『藝文』の一略、既に『班昭集』有りて、復

『曹大家集』有るは、則ち一人にして誤りて二人と為すなり。晁公武考邈に善し、然れども『郡齋』の一志は、張君房『説』に題を張唐英と為すは、則ち二人もて誤りて一人と為す。此れ則ち人名字号の一ならざるも、亦た誤の端を開くなり。然らば則ち校書著録、其れ一書數名ある者は、必ず当に互名を卷帙の下に歴注すべし。一人にして字号多き者有らば、亦た当に其の字号を姓名の下に歴注すべし。嫌名<sub>レ</sub>出の弊無きに庶からん。

右五の二

【現代語訳】

『太史公』百三十篇は、今の名は『史記』である。『戦国策』三十三篇は、初め『短長語』という名であった。『老子』が『道德経』と称せられ、『莊子』が『南華経』と称せられ、『屈原賦』が『楚詞』と称されるのは、思うに古人はその本質を称号としたのであるが、後の人が書名を飾り立てたのであろう。漢以降、異なった名称でありながらその内容は同様の書物を、知識人が称引する際、それに対して気取つて名称を変更

するものは、少なくない。『白虎通徳論』は「徳論」の二字を取り除き、『風俗通義』は「義」字を取り除き、『世説新語』は「新語」の二字を取り除き、『淮南鴻烈解』は「鴻烈解」を取り除いてただ「淮南子」といい、『呂氏春秋』は十二紀八覽六論有るが、『呂氏春秋』と称さずに、ただ『呂覽』という。これは思つに書名は本来は完全なものであつたが、引用するものが簡略化しているのである。これもまた後学の者を誤解させるものである。鄭樵は校讐に精通していたが、『藝文』の一路には、すでに『班昭集』が有り、また『曹大家集』という書物も収められている。これはつまり本来一人であるものを二人と誤認しているのである。晁公武は考掘の学に通じていたが、『郡齋讀書志』は、張君房の『紉説』について張唐英作と題に記しており、これは二人の異なる人物を誤認して一人としてしているのである。これはつまり人名の字や号が一つでないことも、謬りを招く原因となるということである。そうであるならば、著録を校書する際に、一つの書物に複数の名が用いられているものに関しては、必ずそれぞれの呼称を巻帙の下に悉く注するべきである。また、一人で

あつても字や号が複数あるものについては、その字号を姓名の下に注すべきである。そうするのであれば、殆ど以上のような弊害はおこらないであらう。

#### 以上五の二

#### 【訳注】

一 『史記』が司馬遷自身によつて「太史公書」と名付けられていたことは、その太史公自序に、「凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書」とあることから明かである。『漢書』藝文志には、「太史公百三十篇、馮商所續太史公七篇」とあり、『漢書』司馬遷傳にも、「凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書」とある。『隋書』経籍志には、「史記一百三十卷、目錄一卷、漢中書令司馬遷撰」として、「史記」の名が用いられているが、王國維が、「太史公行年表」(『觀堂書林』十一)に於いて「史記」の語は、「史記太史公自序中にも「自獲麟以來四百有餘歲、而諸侯相兼史記放絶」、卒三歳而遷爲太史令、紬史記石室金匱之書などあるように(古史一般や史官の記録を講つのであつて「太史公書」を指すものでないことを論証し、「稱太史公書爲史記、蓋始於魏志王肅傳」とした。また近年陳直は、『隸釈』巻二に見える後漢の桓帝の永寿元年に建てられた「東海廟碑」中の「闕者秦始皇所立、名之秦東闕、事在史記」という記述(これは、『史記』始皇紀三十五年の記述に基づ

くものである)が、太史公書を「史記」と呼ぶ初期の例とする(『太史公書名考』)。なお、『校讎通義校注』は「隋志始名史記、蓋太史公記之名稱耳」とする。「太史公記」という名称は『漢書』楊惲伝に「忠弟惲、字子幼。以忠任爲郎、補常侍騎。惲母、司馬遷女也。惲始讀外祖太史公記、頗爲春秋。以材能稱」と見える。

二 『戦国策』劉向の序に、中書本號、或曰國策、或曰國事、或曰短長、或曰事語、或曰長書、或曰脩書。臣向以爲、戰國時游士、輔所用之國、爲之策謀、宜爲戰國策」とあり、劉向以前の『戦国策』の原本が「國策」、「國事」、「短長」、「事語」、「長書」、「脩書」等、複数の異称で通行していたことが示されている。

三 「道德經」という名称が用いられた時期は不明であるが、『隋書』經籍志には「老子道德經」五卷王弼注と見え、その注には「梁有老子道德經」卷」とある。また、顧実『漢書藝文志講疏』「老子鄭氏經傳」の注には「陸游曰、晁以道謂、王輔嗣本老子曰道德經。不析乎道德而上下之、猶近古。今此本文久已離析」とあり、王弼が注したテキストには既に「道德經」の名称が用いられていたとする。

四 唐の天寶元年(七四二)の玄宗の詔に「古今人表、玄元皇帝升入上聖。莊子號南華真人、文字號通玄真人、列子號冲虚真人、庚桑子號洞虚真人。改莊子爲南華真經、文字爲通玄真經、列子爲冲虚真經、庚桑子爲洞虚真經」とある(『旧唐書』禮儀志)。

五 『漢書』藝文志の詩賦家には「屈、原賦二十五卷」とある。『史記』張湯伝には「始長史朱買臣、會稽人也。讀春秋。莊助使人言買、買臣以楚辭與助俱幸。侍中爲太中大夫用事」とあり、また『漢書』地理志には「始楚賢臣屈原被讒放流、作離騷諸賦以自傷悼。後有宋玉・唐勒之屬慕而述之、皆以顯名。漢興、高祖王卮子、於招致天下之游子弟、枚乘・鄒陽・嚴夫子之徒、興於文・景之際。而淮南王安亦都壽春、招賓客著書、而吳有嚴助・朱買臣、貴顯漢朝。文辭立發、故世傳楚辭、其失巧而少信」とある。『楚辭』の名称について宋の黄伯思は「蓋屈宋諸騷、皆書楚語、作楚聲、紀楚地、名楚物。故可謂之楚詞」(『東觀餘論』「定楚詞序」)とす。

六 『弔詭』については『莊子』齊物論に「是其言也、其名爲弔詭」とあり、釋文には「弔音的、至也。詭、異也」とある。

七 『後漢書』班固伝に「天子會諸儒講論五經、作白虎通德論、令固撰集其事」とある。『隋書』經籍志に至って「白虎通六卷」とする。

八 『風俗通義』の應劭の自序に「至於俗間行語、衆所共傳、積非習貫、莫能原察。今王室大壞、九州幅裂、亂靡有定、生民無幾。私懼後進益以迷昧、聊以不才、舉爾所知、方以類聚。凡一十卷、謂之風俗通義。言通於流俗之過謬而事該之於義理也」とある。また、『後漢書』應劭伝には「撰風俗通、以辯物類名號、釋時俗嫌疑。文雖不典、後世服其洽聞」

とある。『日本国見在書目録』、『郡齋読書志』が「風俗通」とするのみで、他の経籍志等は「風俗通義」とする。

九 「四庫提要」は「黃伯思東觀餘論謂世之名、肇於劉向、其書已亡。故義慶所集名世新書、段成式酉陽雜俎引王敦澡豆事、尚作世新書可證。不知何人改爲新語、蓋近世所傳、然相沿已久、不能復正矣」とする。また清の沈澐は「銅熨斗齋隨筆」巻七に於いて、「太平廣記」には「世說新書」という呼称で引用されていることを指摘し、宋初に於いてはそのような名称であったとする。またその一方で「藝文類聚」や「北堂書鈔」等の類書では「世說」と呼称されて引用されていることを指摘し、「新書・新語皆後起之名」とする。

一〇 『漢書』藝文志には「淮南内」二十一篇、外三十三篇」とある。また梁章鉅『退菴隨筆』巻十七には、「鴻烈之義一見於本書、要略訓、而高誘敘中亦言、講論道德、總統仁義、而著此書、號曰『鴻烈』。故内篇亦有稱『鴻烈解』者。誘又曰『光録大夫劉向、校定撰具、名之『淮南』。』『藝文志』亦向・所述、是當時品題『淮南』、不必稱子、直至『隋志』始題『淮南子』也」とある。

一一 『史記』呂不韋伝に「呂不韋乃使其客人人著所聞、集論以爲八覽・六論・十二紀、二十餘萬言。以爲備天地萬物古今之事、號曰『呂氏春秋』とあり、『漢書』司馬遷伝には「不韋遷蜀、世傳『呂覽』とある。また『文史通義』繁稱にも以下の様にある。

古人著書、往往不標篇名。後人校讐、即以篇首字句名篇、不標書名。後世校讐、即以其人名書。此見古人無意爲標榜也。其有篇名書名者、皆明白易曉、未嘗有意爲弔詭也。然而一書兩名、先後文質、未能一定、則皆校讐諸家、易名著録、相沿不察、遂開・異。初非著作之人、自尚新奇爲弔詭也。有本名質、而著録從文者。有本名文、而著録從質者。有書本全、而爲人偏舉者。有書本偏、而爲人全稱者。學者不可不知也。本名質而著録從文者、老子本無經名、而書尊道德、莊子本以人名、而書著南華之類是也。本名文而著録從質者、劉安之書、本名鴻烈解、而漢志但著淮南内外、通之書、本名雋永、而漢志但著通本名之類是也。書名本全而爲人偏舉者、呂氏春秋有十紀八覽六論、而後人或稱呂覽、屈原二十五篇、離騷其首篇、而後世竟稱騷賦之類是也。書名本偏而爲人全稱者、史記爲書策紀載總名、而後人專名太史公書。孫武八十餘篇、有圖有書、而後人即十三篇稱孫子之類是也。此皆校讐著録之家所當留、雖亦質文升降、時會有然、而著録之家、不爲別白、則其流弊、無異別號稱名之弔詭矣。

『文史通義』繁稱では、書名の変遷について四つに分類する。すなわち「元はその本質を書名としたが、著録の際に飾り立てたもの(『老子』、『莊子』)」。元は飾り立てられた書名が、著録の際にその本質を示す書名にしたもの(『淮南子』、『雋永』)。元は書物の一側面のみが書名となっていたが、後人によって全てを称するようになったもの(『史

記『孫子』。元はそろっていたが、後人が省略して改変したもの(『呂氏春秋』『楚辭』)である。『校讎通義』の本文「蓋古人稱名標、後人入於華」は即ち、『文史通義』の「有本名質、而著録從文者」と同様のことを指すと解釈した。

二 班昭は後漢の扶風安陸の人。一名に姬。字は惠姬、また惠班。班彪の娘で、班固の妹。班固が死去した後、『漢書』の八表・天文志を制作した。『後漢書』曹世叔妻に「和帝詔昭就東觀藏書閣踵而成之。帝數召入宮、令皇后諸貴人師事焉、號曰大家」とある。なお、『通志』藝文略に於いては『班昭集』は漢『曹大家集』は後漢に分類され収められている。

三 清の江藩『經解入門』に「考據者、考歷代之名物象數典章制度、實而有據者也」とある。

四 張君房は宋人。字は不明。官は尚書度支員外郎・集賢校理。『藝文七籤』の編者。なお、『郡齋讀書志』には「『紳心』説二十卷。皇朝唐英君房撰。君房博通釋老、善著書。如『名臣傳』『蜀檮』」とある。

五 張唐英は宋人。字は次功。『郡齋讀書志』に於いて張君房と張唐英とが同一の人物として載せられていること、並びに『名臣傳』『蜀檮』等が張君房の作とされていることについて、王重民氏は『校讎通義通解』中で盧文、群書拾補の「按張唐英字次功。是張商英天覺兄。張君房乃別一人。晁誤認爲一人。而以『名臣傳』『蜀檮』皆歸之君房、誤甚」を引く。

補鄭<sup>【注】</sup>第六

【原文】

鄭樵論書有名亡實不亡<sup>【注一】</sup>、其見甚卓。然亦有發言太易者、如云「鄭玄『三禮目錄』<sup>【注三】</sup>雖亡、可取諸『三禮』<sup>【注四】</sup>」則今按以『三禮正義』、其援引鄭氏『目錄』、多與劉向篇次不同<sup>【注五】</sup>、是當日必有說矣、而今不得見也。豈可曰取之『三禮』乎。又曰「十三代史目<sup>【注六】</sup>雖亡、可取諸『十三代史』<sup>【注七】</sup>」考『藝文』所載「十三代史目」、有唐宗諫及殷仲茂兩家<sup>【注七】</sup>。宗諫之書凡十卷、仲茂之書止三卷、詳略如此不同、其中亦必有說。豈可曰取之『十三代史』而已乎。其餘所論多不出此、若求之於古而不得、無可如何、而旁求於今有之書、則可矣。如云古書雖亡而實不亡、談何容易耶。

右六之一

【訓詁文】

鄭樵 書に名亡ぶも実亡びざる有り」と論ずるは、其の見甚だ卓る。然れども亦た発言太だ易き者有り、「鄭玄の『三禮目錄』亡ぶと雖も、諸を『三禮』に取るべし。」

と云うが如きは、則ち今按ずるに『三礼正義』を以てするに、其れ鄭氏の『目錄』を援引し、多く劉向の篇次と同じからざれば、是れ当日は必ず説有れども、今見るを得ず。豈に之れを『三礼』より取ると曰うべけんや。又『十三代史目』亡ぶと雖も、諸を『十三代史』に取るべし。」と曰う。『芸文』に載する所の『十三代史目』を考うるに、唐の宗諫及び殷仲茂の両家有り。宗諫の書凡そ十卷、仲茂の書止だ三卷、詳略此の如く同じからず、其の中にも亦た必ず説有らん。豈に之れを『十三代史』より取ると曰うべきのみならんや。其の余論する所、多くは此れより出でず、若し之を古に求めて得ず、如何ともすべき無く、而して旁く今有の書に求むるは、則ち可なり。古書亡ぶと雖も実は亡びずと云うが如きは、談すること何ぞ容易ならんや。

右六の一

【現代語訳】

鄭樵が、書物には名は亡びても實際は亡んでいないものがあると論じているのは、卓見である。しかし、また、あまりにも容易に考えている発言もあり、例え

ば、「鄭玄の『三礼目錄』はすでに亡んだといつても、『三礼』からその内容を取ることができる。」といつが、今、『三礼正義』を見てみると、それは鄭玄の『三礼目錄』を証拠として引用しているが、多くが劉向の篇次とは異なっている。それについては当時必ず(鄭玄の)説があつたであるつが、今ではわからない。したがつて、どうして『三礼目錄』を『三礼』から取ることができると言えるのだからか。また、『十三代史目』はすでに亡んだといつても、正史の『十三代史』からその内容を取ることができる。」といっているが、『通志』芸文略に記載するところの『十三代史目』を考えると、唐代の宗諫及び殷仲茂が作った二種類がある。宗諫の書は全部で十卷、殷仲茂の書はわずかに三卷であり、精粗詳略にこれほどの違いがあるからには、その中にはまた必ず(それぞれの)説があつたらう。したがつて、どうして『十三代史目』を正史の『十三代史』から取ることができると言えるのだからか。この他の論も、多くはこの範囲を出ていない。もし古のものを求めても得られず、どうしようもなくて、今ある書物からあまねく取らうといつたら、差し支えないだらう。

古書にはすでに亡んだといわれていても、実際には亡びていないものがあるなどと、どつして簡単に語るこゝとが出来ようか。

以上六之一

【訳注】

一 鄭樵の議論を補つのである。本章の「補鄭」は内藤本では「補書有名亡實不亡論」二篇と題されている。

二 鄭樵『通志』校讎略「書有名亡實不亡論」には次のようにある。

- 「書有亡者、有雖亡而不亡者、有不可以不求者、有不可求者。」文言略例「雖亡、而『周易』具在。漢・魏・吳・晉・鼓吹曲、雖亡、而『樂府』具在。『三禮目録』雖亡、可取諸『禮』。『十三代史目録』雖亡、可取諸『十三代史』常鼎實。」文選著作人名目録「雖亡、可取諸『文選』。孫玉汝。」唐列聖實録「雖亡、可取諸唐實録。」開元禮目録「雖亡、可取諸『開元禮』。凡此之類、名雖亡而實不亡者也。」
- 三 『礼記』全四十九篇は各々独立した内容をもっており、これを体系的に捉えるため、鄭玄は、『三礼目録』を作つた。また、劉向の『別録』に依りつつ、各篇を内容別に分類した。
- 四 『儀礼』・『周礼』・『礼記』のこと。漢以後の称である。『後漢書』董鈞傳に次のようにある。

「中興、鄭衆傳周官經、後馬融作周官傳、授鄭玄、玄作周官注。玄本習小戴禮、後以古經校之、取其義長者、故為鄭氏學。玄又注小戴所傳禮記四十九篇、通為三禮焉。」

五 劉向『別録』は『禮記』四十九篇を十門に分類している。制度（曲禮上・下、玉制、禮器、少儀、深衣）・明堂陰陽記（月令、明堂位）・喪服（曾子問、喪服小記、雜記上・下、喪大記、奔喪、問喪、服問、問傳、三年問、喪服四制）・世子法（文王世子）・子法（内則）・祭祀（郊特牲、祭法、祭義、祭統）・樂記（樂記）・吉禮（投壺、鄉飲酒義、射義）・吉事（冠義、燕義、聘義）・通論（檀弓上・下、禮運、玉藻、大傳、學記、經解、哀公問、仲尼燕居、孔子問居、坊記、中庸、表記、緇衣、儒行、大學）

六 鄭樵『通志』藝文略三に『十三代史選、五十卷』とあり、注に「叙『史記』前後漢、『三國志』晉・宋・齊・梁・陳・後魏・北齊・後周・隋十三家史」とある。

七 鄭樵『通志』藝文略「目録類」に、『十三代史目録』十卷、唐宗諫撰。」また、『十三代史目録』三卷、殷仲茂撰。」とある。

【原文】

若求之於古而不得、無可如何、而求之今有之書、則又有采輯補綴之成法、不特如鄭樵所論已也。昔王應麟以『易學』獨傳王弼、『尚書』止存『偽孔傳』、乃采鄭

玄『易』注『書』注之見於羣書者、爲鄭氏『周易』、鄭氏『尚書』注。又以四家之『詩』、獨『毛傳』不亡、乃采三家『詩』說之見於羣書者、爲『三家詩考』<sup>注一</sup>。嗣後好古之士、踵其成法、往往綴輯逸文、搜羅略遍。今按緯候之書<sup>注二</sup>、往往見於『毛詩』、『禮記』注疏及後漢書、漢魏雜史、往往見於『三國志』。摯虞『流別』及『文章志』、往往見於『文選』、六朝詩文集、多見採於『北堂書鈔』、『藝文類聚』。唐人載籍、多見採於『太平御覽』、『文苑英華』。一隅三反<sup>注三</sup>、充類求之、古逸之可採者多矣。

右六之二

【訓読文】

若し之を古に求めて得ず、如何ともしべき無く、而して之れを今有の書に求むれば、則ち又た采輯補綴の成法有り、ただに鄭樵の論する所の如きのみならず。昔王応麟は『易学』は独り王弼のみを伝え、『尚書』止だ『偽孔伝』のみ存するを以て、乃ち鄭玄の『易』の注、『書』の注の群書に見ゆる者を採りて、鄭氏の『周易』、鄭氏の『尚書』注を為す。又た四家の『詩』は、

独り『毛伝』亡びざるを以て、乃ち三家の『詩』の説の群書に見ゆる者を採りて、『三家詩考』を為す。嗣後の古を好むの士、其の成法を踵ぎ、往往にして逸文を綴輯し、搜羅略遍す。今按ずるに緯候の書、往往にして『毛詩』、『礼記』の注疏及び後漢書注に見ゆ、漢魏雜史は、往往にして『三國志』注に見ゆ。摯虞の『流別』及び『文章志』は、往往にして『文選』注に見ゆ、六朝詩文集は、多く『北堂書鈔』、『藝文類聚』に採らる。唐人の載籍、多く『太平御覽』、『文苑英華』に採らる。一隅三反し、類を充てて之を求め、古逸の採るべき者多し。

右六の二

【現代語訳】

もし古書を求めて手に入れられず、どうにも仕方なく、現存している書物の中から求めるとすると、采輯補綴の方法があり、鄭樵の論じたものだけではない。かつて王応麟は『周易』はただ王弼の注のみを伝えただが、『尚書』の注は『偽孔伝』までしかなく、そこで多くの本に見える鄭玄『周易』注、『尚書』注を選びと

り集めて、鄭氏『周易』、鄭氏『尚書』注を作った。また、四家の『詩』のうち、ただ『毛傳』だけは亡びず、多くの本に見える三家『詩』を選びとり集めて、『三家詩考』を作った。その後、古を好む者が、その方法を継承して、たびたび輯逸書を作り、多くの本を徹底的に探した。今考えるに緯候の書は、たびたび『毛詩』、『礼記』注疏、及び『後漢書』注に見え、漢魏の雜史は、たびたび『三國志』注に見え、摯虞の『流別』、及び『文章志』は、『文選』注に見え、六朝詩文集は、多く『北堂書鈔』、『芸文類聚』に見えとられている。唐代の人の書籍は、多く『太平御覽』、『文苑英華』にとられている。一つの方法が理解できれば類推して多くのことを知れるように、このような方法で欠けをなくし、散逸してしまつた古書を見つけられることが多くあるだろう。

以上六の二

【訳注】

一 漢代、詩経を伝えた齊・魯・韓の三家の詩。齊詩は齊人轅固生、魯詩は魯人申培、韓詩は燕人韓嬰がそれぞれ伝えた。魯人毛亨の伝えた毛詩を加えて四家詩といつ。

二 七経の緯と尚書中候のことをいう。『後漢書』卷八十二上方術列伝第七十一上に「至乃河洛之文、龜龍之圖、箕子之術、師曠之書、緯候之部、鈐決之符、皆所以探幽冥、參驗人區、時有可聞者焉」とある。注に「緯、七經緯也。候、尚書中候也。」とある。

三 『論語』述而篇の「子曰、不憤不啓、不啓不發、舉一隅不以三隅反、則不復也」に基づく。

【原文】

鄭樵論書有不足於前朝而足於後世者、以爲『唐志』所得舊書、盡『梁書』卷帙、而多於隋注、謂唐人能按王儉『七志』、阮孝緒『七錄』以求之之功、是則然矣。但竟以卷帙之多寡、定古書之全缺、則恐不可盡信也。且如應劭『風俗通義』、劭自序實止十卷、『隋書』亦然。至『唐志』乃有三十卷、又非有疏解家爲之離析篇第、其書安所得有三倍之多乎。然今世所傳『風俗通義』、乃屬不全之書、豈可遽以卷帙多寡定書之全不全乎。

右六之三

【訓読文】

鄭樵 書に前朝に足らずして後世に足る者有りと論

じ、以て『唐志』に得る所の旧書、『梁書』の巻帙を尽くして隋より多しと為す、唐人能く王儉の『七志』、阮孝緒の『七録』を按じ以て之を求むるの功と謂うは、是れ則ち然り。但だ竟に巻帙の多寡を以て、古書の全欠を定むるは、則ち恐らく尽くは信すべからざるなり。且つ応劭の『風俗通義』の如きは、劭の自序に実に止だ十巻とあり、『隋書』も亦た然り、『唐志』に至りて乃ち三十巻と有り、又た疏解家之が篇第を離析するを為す有るに非ずんば、其の書安くんぞ得る所三倍の多きこと有らんや。然れども今世に伝つる所の『風俗通義』は、乃ち不全の書に属す、豈ににわかにか巻帙の多寡を以て書の全と不全とを定むべけんや。

右六之三

【現代語訳】

鄭樵は、書物には前代に不足であつた本が後になつて完足することがあるとして、『新唐書』芸文志の古書は梁の物の中に含みつつも隋の通りになつた、それは唐の人が王儉の『七志』、阮孝緒の『七録』によつて欠けていたものを求めた功績である」と述べている

が、これはその通りであらう。しかし、巻数の多少のみで古書の全欠を定めることは、完全には信じられないだらう。例えば、応劭の『風俗通義』は、自序にただ十巻とあり、『隋書』経籍志もまた十巻としているが、『新唐書』芸文志に至つて三十巻とある。(これは)疏解者が巻や篇を分けなければ、その書はどうして三倍も多くなつて出てくるのであるうか。以上のようにであるとすると、現在伝わつてきている『風俗通義』は、整理されていない不完全な書物となるので、どうして巻の多少でその書が完全なのか不完全なのか定めることが出来ようか。

以上六之三

【訳注】

一 鄭樵『通志』校讎略「闕書備於後世論」に次のようにある。

「古之書籍、有不足於前朝而足於後世者。觀『唐志』所得舊書、盡梁書卷帙而多於隋、蓋梁書至隋、所失已多、而卷帙不全者又多。唐人按王儉『七志』・阮孝緒『七録』・搜訪圖書、所以卷帙多於隋、而復有多於梁者。如『陶潛集』、梁有五卷、隋有九卷、唐乃有一十卷、諸書如此者甚多、孰謂前代亡書、不可備於後代乎。」

校讎條理〔注二〕第七

【原文】

鄭樵論求書遺官、校書久任之說〔注二〕、真得校讎之要義矣。顧求書出於一時、而求之之法、亦有善與不善。徒曰遺官而已、未見奇書秘策之必無遺逸也。夫求書在一時、而治書在平日。求書之要、即鄭樵所謂其道有八、無遺議矣〔注三〕。治書之法、則鄭樵所未及議也。古者同文稱治〔注四〕。漢制、吏民上書、字或不正、輒舉劾〔注五〕。蔡邕正定石經、以謂四方之民、至有賄改蘭臺漆書、以合私家文字者〔注六〕。是當時郡國傳習、容有與中書不合者矣。然此特就小學字體言之也。若紀載傳聞、詩、書、雜詠、真訛糾錯、疑似兩淆〔注七〕。又書肆說鈴〔注八〕、識大識小〔注九〕、歌謠風俗、或正或偏。其或山林枯槁、專門名家、薄技偏長〔注一〇〕、稗官說、其隱顯出沒、大抵非一時徵求所能彙集、亦非一時討論所能精詳。凡若此者、並當於平日責成州縣學校師儒講習、考求是正、著爲錄籍、略如人戶之有版圖〔注一一〕。載筆之士、果能發明道要、自致不朽、願託於官者聽之。如是、則書掌於官、不致散逸、其便一也。事有稽檢、則奇不衷之

說、淫邪蕩之詞、無由伏匿、以干禁例、其便二也。求書之時、按籍而稽、無勞搜訪、其便三也。中書不足、稽之外府、外書訛誤、正以中書、交互爲功、同文稱盛、其便四也。此爲治書之要、當議於求書之前者也。〔原注：書掌於官、私門無許自匿著述、最爲亘古。然數千年無行之者、一旦爲之、亦自不易。學官難得通人、館閣校讎未必盡是。向一流不得其人、則窒礙難行、甚或漸啓挾持訛詐、騷擾多事之漸。則不但無益而有損矣。然法固待人而行、不可因一時難行、而不存其說也。〕

右七之一

【訓読文】

鄭樵 求書遺官、校書久任の説を論ずるは、真に校讎の要義を得。顧だ求書は一時に出づるも、而して之を求むるの法、亦た善と不善と有り。徒だ遺官と曰う而已なれば、未だ奇書秘策の必ず遺逸無きを見ず。夫れ求書は一時に在るも、而して治書は平日に在り。求書の要は、即ち鄭樵の所謂其の道に八有るに、遺議無し。治書の法は、則ち鄭樵の未だ議に及ばざる所なり。古者同文にして治を称す。漢制、吏民上書して、字或い

は正しからざれば、輒ち挙げて効せらる。蔡<sup>ひ</sup>、石経を正定するに、以て謂わく、四方の民、賄いて蘭台の漆書を改めて、以て私家の文字に合する者有るに至ると。是れ当時郡国の伝習、容に中書と合わざる者有るべし。然れど此れ特だ小字体に就きて之を言つのみ。紀載伝聞、『詩』『書』雜誌の若きは、真訛糾錯して、疑似両淆す。又た書肆、説鈴、識大識小、歌謡風俗、或いは正しく或いは偏る。其れ或いは山林の枯槁、専門名家、薄技偏長、稗官<sup>ひ</sup>の説、其れ隠顕出没すれば、大抵は一時徵求の能く彙集する所には非ず、亦た一時討論の能く精詳する所に非ず。凡そ此くの若き者、並びに当に平日に於いて州県学校の師儒を責成して講習せしむべし。考求是正し、著して録籍を為すこと、ほぼ人戸の版図有るが如し。載筆の士、果して能く道要を發明し、自ら不朽を致せば、官者に託して之を聴するを願う。是くの如くんば、則ち書は官に掌られ、散逸を致さず、其の便の一なり。事に稽検有れば、則ち奇邪不衷の説、淫邪蕩の詞、由りて伏匿し、以て禁例を干す無し、其の便の二なり。求書の時、籍を按じて稽つれば、搜訪に勞する無し、其の便の三なり。中書足

らざれば、之を外府に稽え、外書に訛誤あれば、正すに中書を以てす。交互に功を為し、同文盛を称す、其の便の四なり。此れ治書の要為り、当に求書の前に議すべき者なり。「原注：書は官に掌られ、私門に自ら匿れて著述するを許す無きは、最も古に合つと為す。然れども数千年之行なう者無し、一旦に之を為すは、亦た自ずと易からず。学官通人を得難し、館閣、校讎未だ必ずしも尽くは是ならず、向<sup>こ</sup>一流其の人得ざれば、則ち窒礙難行し、甚しきは或いは漸く訛詐を挾持し、多事を騷擾するの漸を啓けば、則ち但だ益無きのみならずして損有り。然れども法は固より人を待ちて行い、一時の難行に因りて、其の説を存せざるべからざるなり。」

右七之一

【現代語訳】

鄭樵は、「求書遣官、校書久任(書物の搜集には使者を派遣し、校勘作業は長期任用する)」と論じているが、これは実に校讎の要領を得たものである。とはいえ、求書の成果は短期間に行なつてこそあがるものの、書籍探索の方法にも上策と下策とがある。ただ官吏を派遣するといっただけであれば、奇書秘策の遺漏なしとし

ない。そもそも求書は短期間に行なうものだが、治書は不断のことである。求書の要点は、鄭樵が八つの方法を挙げていて余すところがないが、治書の方法には、まだ鄭樵が説き及んでいないこともある。古代は、同文（文字の統一）が治平の指標であった。漢制では、官吏や人民が上書して、文字に過ちがあった際には、弾劾されたという。蔡邕が熹平石經を校正する際には、四方の民の中には、贈賄をして蘭台に蔵せられた書物を改竄して、家蔵の文書と一致させようとする者がでる有様であったという。ここから窺うに当時の郡国につたわる書物の内容は、宮中の書物と合致していなかったということになる。しかしながらこれはただ小字、字体についてのみのことである。各種の紀載や伝聞、『詩』、『書』に関わる様々な著述の類いは、正しいものと誤りとが入り交じってしまう。またほしいままに書きちらしたものの、いいたてたものは、それぞれの見識によって玉石混淆し、歌謡風俗にも、正しいもの、偏ったものがある。世間を逃れて隠遁する者には、専門名家がいる一方で、どうでもよい技に特化した者もあり、稗官のくだくだしい話柄など、現れたり消えたり

して、多くは一時に採集しようとしても尽く集めることができないものであり、また一時に検討を加えようとしても詳細にしつくすことはできないものである。すべてこのようなものは、どれも日頃から州県学校の師儒に責任をもって講習させるべきである。正しい内容を考求したうえで、記録を残しておくこと、ほぼ人戸の帳簿と図面があるようなものである。文筆の士で、道要を明らかにし、後世に残すべき著述をなしたと思う者は、官吏に託してそれを記録してもらおうようお願い出ればよいのである。このようにすれば、その土地の著述は官吏に掌握され、散逸にいたることがない、これが利点の第一である。著述のことに官吏の検閲が加わることによって、奇矯の言説、淫奔放蕩の文辞は、隠れようがないし、禁令を犯すものが出ようもなくなるのは、その利点の第二である。求書の際には、残しておいた記録にしたがって考えれば、搜訪の苦勞もなくなる、その利点の第三である。宮中の書籍に不足があれば、地方にそれを求め、地方の書物に過ちがあれば、正すに中書を利用する。お互いに利用し合い、同文は盛んになる、その利点の第四である。これらは治

書の要であり、求書の前に議論しなければならぬことがらである。「原注」著述は官に掌られ、私門に隠れて著述をさせないのが、最も古代の制度に合致する。しかしながら実際には数千年もの間、そのようなことは行なわれて来なかつたのであり、急にそれをしようを思つても、また自ずから簡単にはいかないのである。学官には通人を得がたいし、館閣においても校讎は必ずしも全てを正しく行えるわけではない。向ふのような一流の人を得ることができなければ、事業は滞り難行し、ひどい場合は誤りを身につけ、多事を騒がせる風潮をひらくことになりかねず、そうなれば益がないばかりでなく損害がある。しかしながらもちろん理想は適当な人材を得ることができれば行なわなくてはならないことであつて、その時に行なつのが難しいからといって、そのような考えを捨ててしまつてよいものではないのである。」

以上七の一

【訳注】

一 本篇の原題は「校讎須明條理論五篇」であつた。

二 鄭樵『通志』校讎略「求書遣使、校書久任論」一篇は次の通り。

求書之官、不可不遺 校書之任、不可不。漢除挾書之

律、開獻書之路 久矣。至成帝時、遣謁者陳農、求遺書於天下、遂有七略之藏。隋開皇間、奇章公請分遣使人搜訪異本後、嘉則殿藏書三十七萬卷。祿山之變、尺簡無存、乃命苗發等、使江淮括訪至文宗朝遂有十二庫之書。唐之季年猶遣監察御史諸道搜求遺書、知古人求書欲廣、必遣官焉。然後山林數澤可以無遺。司馬遷世為史官、劉向父子校讎天祿、虞世南・顏師古相繼為祕書監。令孤德・三朝當修史之任、孔穎達一生不離學校之官。若欲圖書之備、文物之興、則校讎之官、豈可不久其任哉。(書物の搜集には使者を派遣すべきであり、校勘作業は専任とすべきである。漢が挾書律を撤廃し、獻書の制度を始めてから久しい。成帝の時に、謁者の陳農を派遣して、天下に遺書を搜索させ、こうして『七略』に著録されるような蔵書が成つた。隋の開皇年間には牛僧孺が各地に使者を派遣して異本を搜集させるようお願い出て、嘉則殿の蔵書は三十七万巻を数えた。安祿山の変によつて、大打撃を被つたため、苗發らに命じて、江淮の地を搜索させ文宗に至つて、十二の庫に蔵書を収められた。唐末には監察御史を諸道に派遣して遺書を搜索させた。ここから古人は、求書を広くしようとすれば、官吏を派遣しようやく山林藪沢にも遺書がなくなつたということが知れるのである。司馬遷は代々史官であり、劉向父子は天祿閣で校書を行ない、虞世南、顏師古は相次いで祕書監となり、令孤德は三朝にわたつて修史の任にあたり、孔穎達は一生、国子監から離れることはなかつた。圖書を

完備し、文物を隆興させようとするのであれば、校讎の官は、長期間専任させないわけにはいかないのである。）

三 鄭樵『通志』校讎略「求書之道有八論」九篇は次の通り。

求書之道有八。一曰即類以求。二曰旁類以求。三曰因地以求。四曰因家以求。五曰求之公。六曰求之私。七曰因人以求。八曰因代以求。當不一於所求也。（求書には八つの方法がある。第一に各専門分野に求めるというものである。第二に、近接の関連分野に求めるというものである。第三に、関係する土地に求めるというものである。第四に、関連する一族に求めるというものである。第五に、諸官庁に求めるというものである。第六に、私人の秘蔵に求めるというものである。第七に、ある人物の任官地によって求めるといものである。第八に、近代の人の手になるものによって求めるといものである。それぞれ求める所が異ならなければならない。）

凡星歴之書 求之靈臺郎 樂律之書 求之太常樂工。靈臺所無、然後訪民間之知星歴者。太常所無、然後訪民間之知音律者。眼目之方多、眼科家或有之。疝之方多、外醫家或有之。紫室之書多亡、世有傳紫室之學者。九曜之書多亡、世有傳九星之學者。列仙傳之類、道藏可求。此之謂即類以求。

凡性命道德之書 可以求之道家 小學文字之書 可以求之釋氏。如『素履子』『元真子』『尹子』『鬻子』之類、道家皆有。如『倉頡篇』『龍龕手鑑』『郭』、『音韻圖字母』之

類、釋氏皆有。周易之書、多藏於卜筮家。『洪範』之書、多藏於五行家。且如『周易略例正義』、今『道藏』有之。京房『周易飛伏例』、卜筮家有之。此之謂旁類以求。

『孟少王實錄』、蜀中必有。『王審知傳』、中必有。『零陵先賢傳』、零陵必有。『桂陽先賢贊』、桂陽必有。『京口記』者、潤州記也。『東陽記』者、州記也。『茅山記』、必見於茅山觀。『神光聖迹』、必見於神光寺。如此之類、可因地以求。

『錢氏慶系圖』、可求於忠懿王之家。『章氏家譜』、可求於申公之後。『黃君俞尚書』、關言。雖亡、君俞之家在興化。王。『春秋講義』、雖亡之家在臨。徐寅『文賦』、今田有之、以其家在田。潘佑文集、今長樂有之、以其後居長樂。如此之類、可因家以求。

禮儀之書、祠祀之書、斷獄之書、官制之書、版圖之書、今官府有不經兵火處、其書必有存者。此謂求之公。

書不存於秘府而出於民間者甚多。如『州吳氏』、其家甚微、其官甚卑、然一生文字間、至老不休、故所得之書、多蓬山所無者。兼藏書之家、例有兩目錄、所以示人者、未嘗載異書、若非與人盡誠盡禮、彼肯出其所秘乎。此謂求之私。

鄉人李氏曾守和州、其家或有沈氏之書。前年所進。方回『清慎帖』、蒙賜百匹兩、此則沈家舊物也。鄉人陳氏嘗為湖北監司、其家或有田氏之書。臣嘗見其有荊州田氏目錄、若迹其官守、知所由來、容或有焉。此謂因人以求。

胡旦作『演聖通論』、余靖作『三史刊誤』。此等書卷帙雖

多、然流行於一時、實近代之所作。書之難求者、為其久遠而不可迹也。若出近代人之手、何不可求之有。此謂因代以求。

四 『礼記』中庸に「子曰、愚而好自用。賤而好自專。生乎今之世、反古之道。如此者、及其身者也。非天子不議禮、不制度、不考文。今天下車同軌、書同文、行同倫。雖有其位、苟無其德、不敢作禮樂焉。雖有其德、苟無其位、亦不敢作禮樂焉。」とある。

五 『漢書』藝文志・六藝・小学の序に、「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童能誦書九千字以上、乃得為史、又以六體試之。課最者、以為尚書御史。史書令史、吏民上書、字或不正、輒舉劾。」とある。また、『說文解字』序にも「尉律、學僮十七已上始試、誦籀書九千字、乃得為吏。又以八體試之、郡移太史并課、最者以為尚書史。書或不正、輒舉劾之。」とある。

六 『後漢書』蔡邕伝に「建寧三年、辟司徒橋玄府、玄甚敬待之。出補河平長、召拜郎中、校書東觀、遷議郎。以經籍去聖久遠、文字多謬、俗儒穿鑿、疑誤後學。熹平四年、乃與五官中郎將堂谿典・光祿大夫楊賜・諫議大夫馬融・議郎張馴・韓說・太史令單等奏、求正定六經文字。靈帝許之。乃自書丹於碑、使工鐫刻立於太學門外。於是後儒晚學、咸取正焉。及碑始立、其觀視及寫者、車乘日千餘兩、填塞街陌。」とある。また、『後漢書』儒林伝序には、「黨人既誅、其高名善士、多坐流廢、後遂至忿爭、更相言告。亦有私行金貨、定蘭臺、書經字、以合其私文。熹平四

年、靈帝乃詔諸儒正定『五經』刊於石碑、為古文篆隸三體書法、以相參檢、樹之學門、使天下咸取則焉。」とある。

七 『呂氏春秋』疑似篇に「疑似之跡、不可不察。」とある。八 楊雄『法言』吾子篇に「好書而不要諸仲尼、書肆也。好說而不見諸仲尼、說鈴也。」とある。

九 『論語』子張篇に「衛公孫朝問於子貢曰、仲尼焉學。子貢曰、文・武之道、未墜於地、在人。賢者識其大者、不賢者識其小者、莫不有文・武之道焉。夫子焉不學、而亦何常師之有。」とあるのにもとづく。

一〇 『史記』貨殖列伝に「賣漿、小業也。而張氏千萬。灑削、薄技也。而『氏鼎食。』」とある。

一一 以上のような主張は、畢阮の幕僚として地方志纂輯に携わつた経験から生じたものであろう。地方に残された文献こそが、史書編纂における最も基礎的資料であるとの認識は、「州県請立志科議」にも、「天下大計既始於州県、則史事實成亦當始於州県之志」としてみえている。

【原文】

校書宜廣儲副本。劉向校讎中祕、有所謂中書、有所謂外書、有所謂太常書、有所謂太史書、有所謂臣向書、臣某書。<sup>注一</sup>夫中書與太常太史、則官守之書不一本也。外書與臣向臣某、則家藏之書不一本也。夫博求諸本、

乃得讎正一書、則副本固將廣儲、以待質也。夫太常領博士、今之國子監也」<sup>注二</sup>。太史掌圖籍、今之翰林院也」<sup>注三</sup>。凡官書不特中祕之謂也。

右七之二

【訓読文】

校書は宜しく広く副本を儲つべし。劉向、中祕を校讎するに、所謂中書有り、所謂外書有り、所謂太常書有り、所謂太史書有り、所謂臣向書、臣某書有り。夫れ中書と太常、太史とは、則ち官守の書一本ならざるなり。外書と臣向、臣某とは、則ち家藏の書一本ならざるなり。夫れ博く諸本を求め、乃ち一書を讎正するを得れば、則ち副本固より將に広く儲え、以て質すを待たんとする也。夫れ太常、博士を領するは、今の国子監なり。太史、図籍を掌るは、今の翰林院なり。凡そ官書は特だ中祕の謂ならざるなり。

右七之二

【現代語訳】

校書には広く副本を備えておくべきである。劉向が

宮中の秘籍を校讎した際に、中書と称するものがあり、また、外書とするもの、太常書とするもの、太史書とするもの、臣向書、臣某書とするものがあつた。中書と太常、太史とあるからには官藏の書物はテキストは同一ではなかつたのである。外書と臣向、臣某とあるからには、家藏の書物も同一のテキストではなかつたのである。ひろく諸テキストを求めて、ようやく校訂された定本を得ることができるのだから、副本はもとより広く蓄えて、質疑に備えるのである。太常は博士を宰領し、現在の国子監にあたる。太史は図籍を管掌とし、現在の翰林院にあたる。すべて官藏の書はただ宮中の秘書には限らないということである。

以上七之二

【訳注】

一 劉向が校書の際に用いた諸本について、例えば、『列子書録』には、右新書定著八篇、護左都水使者光禄大夫臣向言、所校中書、『列子』五篇、臣向謹與長社尉臣參校讎、太常書三篇、太史書四篇、臣向書六篇、臣參書一篇、内外書凡二十篇、以校除復重十二篇、定著八篇。中書多、外書少。章亂布在諸篇中。或字誤、以「盡」為「進」、以「賢」為「形」、

如此者衆。及在新書有棧、校讎從中書已定、皆以殺青、書可繕寫。」とある。

二 『通典』卷二十五「職官七」に「今太常者……周時曰宗伯、為春官、掌邦禮。秦改曰奉常。漢初曰太常、欲令國家盛大常存、故稱太常。惠帝更名奉常、景帝六年更名太常。後漢秩與漢同。每祭祀前奏其禮儀及行事贊。天子每選試博士奏其能否。」とある。

三 『通典』卷二十六「職官八」に「周官、太史掌建邦之六典。又有外史掌四方之志、三皇五帝之書。漢氏圖籍所在有石渠、石室、延閣、廣內、貯之於外府。又有御史中丞、居殿中掌蘭臺祕書及麒麟天祿二閣、藏之於內禁。」とある。

### 【原文】

古者校讎書、終身守官、父子傳業。故能討論精詳、有功墳典。而其校讎之法、則心領神會、無可傳也。近代校書、不立官、衆手爲之、限以程課、畫以部次、蓋亦勢之不得已也。校書者、既非門之官、又非一人之力、則校讎之法、不可不立也。竊以典籍浩繁、聞見有限、在博雅者、且不能悉究無遺、況其下乎。以謂校讎之先、宜盡取四庫之藏、中外之籍、擇其中之人名地號、官階書目、凡一切有名可治、有數可稽者、略做『佩文韻府』之例、悉編爲韻、乃於本韻之下、注明原書出

處及先後篇第、自一見再見以至數千百、皆詳注之、藏之館中、以爲羣書之總類。至校書之時、遇有疑似之處、即名而求其編韻、因韻而檢其本書、參互錯綜、即可得其至是。此則淵博之儒、窮畢生年力、而不可究殫者、今即中才校勘、而坐收於几席之間、非校讎之良法歟

右七之三

### 【訓読文】

古者 書を校讎するに、終身官を守り、父子業を伝う。故に能く討論すること精詳にして、墳典に功有り。而して其の校讎の法は、則ち心領神會するのみにして、伝うべき無きなり。近代の校書は、專官を立てず、衆手之を爲し、限るに程課を以てし、画するに部次を以てするは、蓋し亦た勢の己むを得ざるなり。書を校する者、既に専門の官に非ず、又た一人の力に非ざれば、則ち校讎の法、立てざるべからざるなり。竊かに以うに典籍は浩繁にして、聞見に限り有り、博雅に在る者すら、且つ悉く究めて遺無きこと能わず、況んや其の下をや。以謂えらく、校讎の先に、宜しく尽く四庫の藏、中外の籍を取りて、其の中の人名地号、官階書目

を扱ひ、凡そ一切名の治むべきもの有り、数の稽うべき者有らば、略ぼ『佩文韻府』の例に倣い、悉く編みて韻を爲し、乃ち本韻の下に、原書の出処及び先後の篇第を注明し、一見再見自り以て数千百に至るまで、皆な詳しく之に注し、之を館中に蔵し、以て羣書の總類と爲すべし。校書の時に至り、遇たま疑似の処有らば、名に即きて其の編韻を求め、韻に因りて其の本書を檢め、参互錯綜、即ち其の至是を得べし。此れ則ち淵博の儒、畢生年力を窮めて、究め殫すべからざる者、今即ち中才の校勘、坐して几席の間に収まる。校讎の良法に非ざるか。

右七の三

【現代語訳】

古の書籍の校讎は、生涯官職を守り、父から子へと事業を継承した。そのためにその検討論究は精確詳細となり、典籍に功績を挙げたのである。しかしながらその校讎の方法といえ、心頭に領会するだけで、伝えることのできないものである。近代における校書事業は、専門の官を立てずに、多勢によってこれを行な

うため、範囲を定め、担当を分けるというのも、また趨勢のやむを得ざるところであらう。校書に当たたる者が、専門の官でもなく、又た一人の力量に頼るわけでもなければ、校讎の原則を、立てないわけにはいかない。ひそかに考えるに、典籍は浩繁であり、見聞には限りがあるので、博雅の者ですら、すべてを窮め尽くして遺漏がないということはできないのだから、それ以下の者はいうまでもない。そこで思うに、校讎に於たる前に、まず、四庫の蔵書や宮中、個人の典籍をことごとく集めて、その中に見えている一切の人名や地名、官職、書名を抜き出して、記録すべき名称、参照すべき数字があれば、『佩文韻府』の例にならうて、韻目に従つて編成し、それぞれの韻目の下に、原書の出処及び篇第の先後を明記しておく。一、二度見えるものから百千にいたるものまで、みな詳記しておき、館中に蔵して、群書の総類とするのである。校書の段になつて、疑問の生じた場合、名称によつて、その韻目をさがし、韻目の記事に従つて原書を検索すれば、相互に参照しあつて、正しい結論を得ることができる。淵博の学者がその生涯と能力とを尽くしても極

め尽くせぬほどの仕事か、このようにすれば、中等の才能の校勘でわずか数席に収まってしまつのである。これぞ校讎の良法といえぬだらうか。

以上七の三

【原文】

古人校讎、於書有訛誤、更定其文者、必注原文於其下、其兩說可通者、亦兩存其說〔注二〕。刪去篇次者、亦必存其闕目〔注三〕。所以備後人之採擇、而未敢自以謂必是也。班固併省劉〔注四〕、『七略』、遂使著錄互見之法、不傳於後世。然亦幸而尚注併省之說於本文之下、故今猶得從而考正也〔注五〕。向使自用其例、而不顧劉氏之原文、今日雖欲復劉〔注六〕之舊法、不可得矣。

右七之四

【訓誦文】

古人校讎するに、書に訛誤有りて、其の文を更定する者は、必ず原文を其の下に注し、其の兩說通ずべき者は、亦た兩つながら其の説を存す。篇次を刪去する者は、亦た必ず其の闕目を存するは、後人の採択に備

うる所以にして、未だ敢えて自ら以て必ず是と謂わざるなり。班固劉〔注七〕、『七略』を併省し、遂に著録互見の法をして、後世に伝えざらしむ。然れども亦た幸いにして尚お併省の説を本文の下に注す、故に今猶お従いて考正するを得る也。向使し自ら其の例を用いて、劉氏の原文を顧みざれば、今日劉〔注八〕の旧法に復さんと欲すと雖も、得べからざらん。

右七の四

【現代語訳】

古人は校讎にあつて、書物に訛誤があり、その文章を改める場合、必ず改めた文章にもその文章を注として付しておき、両説がともに通る場合、その両説を併記しておいた。篇次を刪去する場合にも、必ずその篇目を存しておいたのは、後人の取捨選択に備えるためであり、自らの考えを絶対に正しいとはみなさなかつたのである。班固は劉〔注九〕の『七略』の内容を併せたり省いたりして、その著録互見の法を、後世に伝えられなくなつてしまつた。しかしその一方で幸いなことにその併省の説を本文のもとに注記しており、そのた

めに今もなおその注記に従って『漢書』芸文志の記事を考正することができるのである。もし班固が自説のみを用いて、劉氏の原文を顧みることがなかったならば、今日劉氏の旧にもどそうとしても、かなわなかったのである。

以上七の四

【訳注】

一 例えば、前者については、『毛詩』風の「緑衣」を、鄭箋が「緑當為」。故作、轉作緑、字之誤也。」とし、後者については、『淮南子』汜論篇の「五行之山、固塞險阻之地也。使我德能覆之、則天下納其貢職者迴也。」を、高誘が、「迴、迂難也。迴或作固。固、必也。」としているのが挙げられよう。また、本箇所と同様の指摘として、例えば、顧炎武「答李子德書」には以下のようにある。

三代六經之音、失其傳也久矣。其文之存於世者、多後人所不能通、以其不能通、而輒以今世之音改之。於是乎有改經之病。始自唐明皇改『尚書』、而後人往往效之。然猶曰、舊為某、今改為某、則其本文猶在也。至於近日、本盛行、而凡先秦以下之書率臆徑改、不復言其舊為某、則古人之音亡而文亦亡、此尤可歎者也。

二 例えば、『漢書』芸文志に、「齊論語は問玉、知道の一篇が

多かつたとある。

三 例えば、『漢書』芸文志「六芸略」春秋の「夾氏伝十一卷」に、「有録無書」と注するもの、楽家末尾「凡樂六家、百六十五篇」の下に、「出淮南劉向等琴頌七篇」と注するもの、小学家末尾「凡小学十家、四十五篇」の下に、「入楊雄杜林二家二篇」と注するものなどがそれにあたる。

【原文】

『七略』以兵書・方技・數術為三部、列於諸子之外者、諸子立言以明道、兵書・方技・數術皆守法以傳藝、虛理實事、義不同科故也。至四部而皆列子類矣。南宋鄭寅『七録』猶以藝・方技為三門注、蓋亦『七略』之遺法。然列其書於子部可也。校書之人、則不可與諸子同業也。必取專門名家、亦如太史尹咸校數術、侍醫李柱國校方技、步兵校尉任宏校兵書之例、乃可無弊。否則文學之士、但求之於文字語言、而術業之誤、或且因而受其累矣。

右七之五

【訓読文】

『七略』兵書・方技・數術を以て三部と為し、諸子

の外に列するは、諸子は言を立て以て道を明らかにし、兵書・方技・数術は皆な法を守り以て芸を伝え、虚理と実事と、義として科を同じくせざるが故なり。四部に至りて皆な子部に列す。南宋の鄭寅、七録『七録』猶お藝・方技を以て三門と為すは、蓋し亦た『七略』の遺法なり。然れども其の書を子部に列するも可なり。書を校するの人、則ち諸子と業を同じくすべからざるなり。必ず専門名家を取ること、亦た太史尹咸、数術を校し、侍医李柱国、方技を校し、歩兵校尉任宏、兵書を校するの例の如くすれば、乃ち弊無かるべし。否ずんば則ち文学の士、但だ之を文字語言に求め、而して術業の誤り、或いは且に困りて其の累を受けんとす。

右七の五

【現代語訳】

『七略』が兵書略・方技略・数術略の三部をたて、諸子略とは別にしてゐるのは、諸子は立言によつて道を明らかにするものであり、兵書・方技・数術はいずれも専門の法を守つて技芸を伝えるものであり、道理を扱つものと実事を相手にするものと、理の上で科目

をともにすることがないためである。四部分類に至つてすべてこれらを子類の一部分に編入したのである。南宋の鄭寅の『七録』が芸録・方技録を立てて三門とするのは、恐らくは『七略』の遺法であらう。しかしながらそれらの書籍を子部に列してもかまわない。ただそれらの校讎にあたる人間は、諸子を担当する者と一緒にするわけにはいかない。必ず専門の名家にあたらせること、劉向の校書事業において、太史尹咸が数術を担当し、侍医李柱国が方技を担当し、歩兵校尉任宏が兵書を担当した例のようであつて、ようやく問題はなくなるのである。そうでないと学者は、ただ技術的専門書を文字や表現においてのみ考えてしまい、専門技術上の誤りが生じて、あるいはそのことによつて害を蒙るといふことにもなるのである。

以上七之五

【訳注】

- 一 陳振孫『直齋書錄解題』卷八「目錄類」に『鄭氏書目』七卷を著録し、田鄭寅子敬以所書為『七録』。曰史、曰子、曰藝、曰方技、曰文、曰類」とある。「以藝・方技・三門」は、「二門」とあるべきだろう。